

# 苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市男女平等参画推進条例の理念に基づき、多様な性の在り方が尊重され、性別にかかわりなく個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 性的マイノリティ

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。

### (2) パートナーシップ

互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。

### (3) 宣誓

パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

## (宣誓対象者要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

### (1) 双方が成年に達していること

### (2) 一方又は双方が本市に住所を有する若しくは本市への転入を予定していること

### (3) 双方が現に婚姻しておらず、かつ、宣誓に係る相手方以外にパートナーシップの関係になること

### (4) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより該当する場合を除く。）ないこと

## (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

### (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓しようとする日以前3か月以内に発行されたものに限る。）若しくは本市への転入を予定していることがわかる書類

### (2) 戸籍個人事項証明書（抄本）又は現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓しよう

とする日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前条第2号に規定する本市に転入予定である者は、宣誓した日から3か月以内に、住民票の写し等本市への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条又は第5条の規定により宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、市長は宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）を、宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付する。

2 前条第1項の規定により通称名の使用を希望した場合は、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

(子に関する記載)

第8条 宣誓者の方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証等に当該子の記載を希望するときは、子に関する届出書（第7号様式）に、宣誓者と当該子の関係を確認できる書類並びに当該子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。宣誓者が新たに当該宣誓者の子との関係性の記載を希望するときも同様とする。

2 子が満15歳に達しているときは、子に関する届出書に子の氏名を自署するものとする。

3 受領証等に子として氏名を記載された者は、満15歳に達した日以後に、子の記載に関する申立書（第8号様式）を提出し、氏名の記載の削除を申し立てることができる。

4 市長は、前項の規定による申立てをする者に、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を

求めるものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を紛失し若しくは汚損した場合又は氏名等の変更があった場合は、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）（以下「再交付申請書」という。）により、受領証等の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証等を再交付することができる。この場合において、受領証等の再交付を受けようとする者に、第4条第2項及び第5条に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めることができる。

(受領証の返還等)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき
- (3) 双方が本市域内に住所を有しなくなったとき（第14条第2項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出する場合を除く。）
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

(宣誓の無効)

第11条 次の各号いずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- (3) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき

(交付番号の公表)

第12条 市長は、第10条の規定により返還届が提出された場合、又は前条の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第13条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第4条に定める構成自治体（以下「構成自治体」という。）において受領証等に類する書類の交付を受けた者が、構成自治体間での住所の異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続し、第3条の規定に該当するときは、第4条の規定にかかわらず、次項及び第3項に定めるところにより、受領証等の交付を受けることができる。ただし、第3項の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、双方がパート

ナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）（以下「申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類及び第5条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、継続申告者の一方又は双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代書させることができるものとする。

（1）構成自治体が交付した受領証等類似書類

（2）住民票の写し

3 前項の規定により書類の提出があった場合、市長は継続申告者の双方の同意を得た上で、遅滞なく転出地である構成自治体に通知することとする。

4 市長は、構成自治体以外の自治体と連携を図るときは、当該自治体と自治体間連携に関する協定を締結するものとする。この場合、前各項の規定を準用する。

（自治体間での相互利用）

第14条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第6号）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、協定を締結している自治体が交付した受領証等（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 前2項の規定は、前条の規定による構成自治体間の異動の場合には適用しないものとする。

4 第1項及び第2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第10条に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

5 第1項の規定により継続している受領証等の再交付については、第9条の規定を準用する。

（宣誓書等の保存）

第15条 市長は、宣誓書等を第10条の規定により受領証等が返還された日又は第11条の規定に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存する。

（周知啓発）

第16条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発活動を行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年1月4日から施行する。

## 附 則

この要綱は令和6年3月15日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第12条第1項及び第2項の規定により継続使用している受領証等の取扱いについては、なお従前の例による。